

県北広域振興局長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年1月4日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700205	新岩手農業協同組合	J A 新いわてホームヘルプステーションくじ	久慈市中央一丁目57番地	平成29年1月1日